

障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A

No	区分	質問	回答	備考
1	相談支援の充実	計画相談支援の支給期間について、受給者証例においては、年月となっているが、インタフェース仕様書では年月日を設定することとなっている。この場合、開始年月日及び終了年月日の(日)はどのように設定すればよいか	開始年月日の(日)は1日を設定し、終了年月日の(日)は、当該終了年月の末日を設定することとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
2	相談支援の充実	事務処理要領(案)において、計画相談支援給付費の支給開始月は、新規に計画相談支援給付費の対象となる者については、「サービス利用支援を実施する月(サービス等利用計画を作成する月)」とされているが、サービス利用支援を実施する月が障害福祉サービス等の支給開始月の前月となるような場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)の項番16「所得区分コード」及び項番19「利用者負担上限月額」はどのように設定するのか。	所得区分コードには「99:その他」を、利用者負担上限月額には「0円」をそれぞれ設定することとする。なお、翌月以降の障害福祉サービス等に係る受給者異動連絡票情報送付時に、認定した所得区分及び決定した利用者負担上限額を設定することとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
3	相談支援の充実	地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日の場合でも退院又は退所日が属する月に算定するのか。	退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定できるものとする。なお、この場合、支払等システムの点検において、「EL63(※受付:退院・退所日がサービス提供年月と一致しません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
4	報酬改定	インタフェース仕様書(事業所編)(6)介護給付費等明細書集計情報レコード等の「単位数単価」の桁数は、整数部2桁、小数部3桁とされているが、平成24年4月以降においては、訪問系サービスの基準該当事業所において、小数部4桁となる場合がある。この場合は、小数部4桁目を四捨五入すればよいか。	お見込みのとおり。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
5	報酬改定	障害者における1単位単価の見直しに当たっての経過措置において、平成24年度は17区分、平成25年度は14区分、平成26年度は20区分、平成27年度は7区分とされているが、システムにおける地域区分コードは、それぞれの年度において、どのコードを使用するのか。	それぞれの年度において、インタフェース仕様書共通編 1.4コード一覧の項番16「地域区分コード」における次のコードを使用する。 平成24年度 01:一級地～16:十六級地、20:その他 平成25年度 01:一級地～13:十三級地、20:その他 平成26年度 01:一級地～19:十九級地、20:その他 平成27年度 01:一級地～06:六級地、20:その他	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)

No	区分	質問	回答	備考
6	障害児支援の強化	18歳以上の重症心身障害児(者)通園事業利用者については、基本的には、新自立支援法による支給決定と同様の手続きにより、生活介護の支給決定を行うこととされているが、施行日までに障害程度区分の認定が間に合わない等やむを得ない場合には、区分認定なしで支給決定を行っても差し支えないとされており、その際には、障害児通所給付費と同程度の単価を設けることとされている。これは、具体的にはどのような報酬単価となるのか。また、システムにおける支給決定コードはどのコードを使用するのか。	生活介護サービス費の各定員ごとの区分5の報酬を適用する。システムにおける支給決定コードは、「222000:生活介護経過的措置対象者決定」を使用する。なお、この場合、支払等システムの点検において、「PA58(※資格:受給者の障害程度区分が算定要件を満たしていません)」の警告が発生するが、市町村での審査において、正常として扱っていただきたい。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
7	その他	旧法施設における退所時特別支援加算及び障害児施設給付費における地域移行加算の算定については、退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に算定することとされているが、平成24年3月に退所し、4月に加算の算定要件を満たす支援を行った場合は、どのように請求するのか。	平成24年3月サービス提供分として、3月分の本体報酬等と併せて請求するものとする。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
8	その他	インタフェース仕様書(都道府県編)事業所訂正連絡票情報(サービス情報)等の「障害児施設区分」のバイト数が「1」となっているが、インタフェース仕様書(共通編)の「障害児施設区分(障害児給付費)」のバイト数は「2」となっている。どちらのバイト数が正しいのか。	インタフェース仕様書(都道府県編)の記載誤り。正しくは、別添1のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
9	その他	インタフェース仕様書における過誤申立情報の申立事由コードについて、共通編、都道府県編、市町村編それぞれにおいて、コードの説明が以下のとおり異なるが、どちらの記載が正しいのか。【申立理由番号】(下2桁) 共通編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 都道府県編 32:提供実績記録票取消による実績の取り下げ 市町村編 32:提供実績記録票誤りによる実績の取り下げ	インタフェース仕様書(共通編)(都道府県編)の記載誤り。正しくは、別添2のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
10	その他	インタフェース仕様書(市町村編)補装具費支給レコードの項番9～13において、「※5:障害福祉サービス、または障害児支援の受給者ではない場合に設定する。」との記載があるが、どのようなケースにおいて設定するのか。	インタフェース仕様書(市町村編)の記載誤り。正しくは、別添3のとおりである。	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)

No	区分	質問	回答	備考
11	その他	<p>インタフェース仕様書(都道府県編) 事業所異動連絡票情報(サービス情報)等において、「事業運営安定化事業による助成の有無」の項目があるが、事業運営安定化事業は、平成24年3月までの事業であり、平成24年4月以降は、新体系定着支援事業となると認識している。</p> <p>インタフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」と記載されているが、これは「新体系定着支援事業」の誤りではないか。</p> <p>そうであれば、インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリックス表では、障害児支援のサービス種類に「○」が記されていないが、該当サービスがないということか。</p>	<p>インタフェース仕様書においては、「事業運営安定化事業」を「新体系定着支援事業」に読み替える。</p> <p>インタフェース仕様書(都道府県編)P75のマトリックス表は、記載誤りである。</p> <p>正しくは、別添4のとおりである。</p>	システム担当者説明会資料 (平成24年3月2日開催)
12	障害児支援の強化	平成24年4月以降、児童デイサービスの利用者は、未就学児童も含めて放課後等デイサービスにみなされることとなるが、未就学児童に係る通所給付決定の間の報酬は、どのように算定すればよいか。	報酬については、放課後等デイサービス給付費の休業日の報酬を算定する。 その場合、実績記録票の「提供形態」欄は、平日におけるサービス利用の場合であっても、「2:休業日に行う場合」を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
13	障害児支援の強化	経過的な生活介護サービス費及び経過的施設入所サービス費の請求に係る実績記録票については、紙等で市町村へ提出することとなっているが、様式は示されないのか。	別添5「経過的な生活介護・施設入所支援サービス提供実績記録票」を使用されたい。	平成24年3月30日付け 事務連絡
14	障害児支援の強化	現在、児童デイサービスの指定を受けている事業所は、平成24年4月以降、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る指定を受けたものとみなされるが、この事業所が、別途、保育所等訪問支援の指定を受ける場合の事業所番号はどのように付番すればよいか。	この場合、保育所等訪問支援の指定に係る事業所番号は、児童発達支援及び放課後等デイサービスとは、別の事業所番号を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
15	障害児支援の強化	決定サービスコード「生活介護児童移行者対象者決定」の決定支給量は、どのように設定するのか。	原則として、各月の日数から8日を控除した日数を設定する。	平成24年3月30日付け 事務連絡
16	相談支援の充実	計画相談支援において、同一の月に、同一の計画相談支援対象障害者等に対して、サービス利用支援を行った後に、継続サービス利用支援を行った場合には、計画相談支援給付費請求書には、計画作成日とモニタリング日のどちらを記載すればよいか。	モニタリング日を記載する。 なお、障害児相談支援についても同様の取り扱いとする。	平成24年3月30日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
17	相談支援の充実	インタフェース仕様書(都道府県編)障害児支援受給者台帳情報(基本情報) 項番33「障害児相談支援有無」について、「1:無しを設定する」と記載されているが、既に国保連合会の台帳に登録されている異動年月日が平成24年3月以前の情報についても、1:無しが設定されるのか。	お見込みのとおり、1:無しが設定されることとなる。 なお、障害児支援受給者情報突合情報(基本情報)についても、1:無しを設定することになる。	平成24年3月30日付け 事務連絡
18	報酬改定	インタフェース仕様書(事業所編)サービス提供実績記録票情報(2)基本情報レコード 項番16~29(「合計1~4」欄)のバイト数が4から5に変更されているが、平成24年4月より平成24年3月サービス提供以前分も適用されるのか。	平成24年5月請求分より、平成24年3月サービス提供以前分も含めて適用される。	平成24年3月30日付け 事務連絡
19	報酬改定	インタフェース仕様書(都道府県編)事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番102「主たる事業所サービス種類コード」の設定について、短期入所の単独型事業所の場合は、値の設定を省略してもよいか。	平成24年4月以降、短期入所の単独型事業所の場合は、「22:生活介護」を設定する必要がある。	平成24年3月30日付け 事務連絡
20	その他	インタフェース仕様書(都道府県編)事業所異動連絡票情報(サービス情報) 項番122「指定有効開始年月日」、項番123「指定有効終了年月日」及び項番124「指定更新申請中区分」は、平成24年4月以降の異動情報であれば、新規、変更、終了のいずれの情報であっても必須項目となるのか。	基準該当事業所以外の事業所については、必須項目となる。	平成24年3月30日付け 事務連絡
21	その他	インタフェース仕様書(共通編)15ページに、決定サービスコード「240925:短期入所加算特別重度支援加算Ⅰ対象者」、「240926:短期入所加算特別重度支援加算Ⅱ対象者」が追記されているが、この趣旨及び取扱は如何か。	「平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」(平成24年3月30日付事務連絡)でお示している、インタフェース仕様書並びに別紙6-1「請求サービスコードと決定コードの対応表」において、「短期入所加算特別重度支援加算」については、支給決定がされることを踏まえた内容となっているが、最終的に支給決定は不要とする取扱としたところである。 そのため、対応表については別紙2-1のとおり修正するとともに、インタフェース仕様書については共通編15ページ中の決定サービスコード、「240925:短期入所加算特別重度支援加算Ⅰ対象者」及び「240926:短期入所加算特別重度支援加算Ⅱ対象者」は不要となるため、受給者異動/訂正連絡票情報(支給決定情報)に当該決定サービスコードを設定する必要はないが、当該インタフェース仕様書上はそのまま残すこととするので、ご留意いただきたい。 なお、国保中央会が提供する簡易入力システムを利用している短期入所事業所においては、別紙3「短期入所サービスにおける特別重度支援加算の請求について」を参考に請求されたい。	平成24年4月20日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
22	その他	児童デイサービスから障害児通所支援に移行した事業所について、みなし指定ではなく、通常の手続きを踏まえて事業所指定を受けた場合、地域区分には児童デイサービスからの移行用が適用されるのか。	お見込みのとおり、みなし指定の有無にかかわらず、児童デイサービスからの移行用の経過措置の地域区分が適用されることになる。 ただし、支払等システムでは障害児施設情報(サービス情報)の項番52「みなし指定の有無」が「1:無し」の場合に、児童デイ経過措置事業所の地域区分コード(「31:一級地(旧児童デイ)」～「51:その他(旧児童デイ)」)を設定した場合、エラー(MA13:地域区分コードに規定外コード値が設定されています)となり障害児施設台帳への登録ができないため、支払等システムで対応するまでの間、通常の手続きにより指定を行った場合であっても「みなし指定の有無」には「2:有り」を設定していただきたい。	平成24年5月15日付け 事務連絡
23	その他	就労移行支援提供実績記録票について、「施設外支援」欄が削除され、「移行準備支援体制加算」欄が追加されたが、就労移行支援において平成24年4月以降、移行準備支援体制加算の算定要件を満たせず、施設外支援のみを実施した場合、提供実績記録票への記載はどうか。	就労移行支援提供実績記録票については、移行準備支援体制加算を算定できる場合に記載し、施設外支援のみの場合は、平成24年4月以降は提供実績記録票に特段記載しなくても差し支えない。ただし、施設外支援の実績の記載が必要な場合、「備考」欄に施設外支援を実施した旨を記載し、施設外支援にかかる開始時間及び終了時間を記載するようお願いしたい。	平成24年5月15日付け 事務連絡
24	その他	療養介護に併設する短期入所事業所において、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰの請求が連合会の点検でエラーとなっているが原因は何か。 事業所台帳へは、以下のとおり設定している。 福祉・介護職員処遇改善加算の有無:2(有り) 主たる事業所サービス種類コード:21(療養介護) 福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分:1(I)	療養介護に併設する短期入所事業所については、加算率は2.8%が適用される。 (平成24年4月26日付事務連絡「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年4月26日)の送付について」問31-2を参照。) 平成24年4月以降、事業所台帳(サービス情報)の「主たる事業所サービス種類コード」には、短期入所の加算率(2.8%)以外が適用される場合(指定共同生活援助事業所、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活介護事業所、単独型事業所(生活介護の加算率を適用)の場合)に設定が必要となることから、ご質問のケースでは、「主たる事業所サービス種類コード」に「21(療養介護)」が設定されていることにより点検エラーが発生しているため、設定しないことで点検エラーは解消される。 なお、事業所台帳(サービス情報)の「主たる事業所サービス種類コード」について、別添6「主たる事業所サービス種類コード」の設定例について」のとおりとりまとめたので、参考にされたい。	平成24年5月15日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
25	その他	平成24年3月30日付事務連絡「【一部改正法に伴うシステム改修に係る事務連絡No. 11】平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」の別紙3-1請求明細書の「介護給付費・訓練等給付費等明細書(共同生活介護、共同生活援助)」から「特別対策費」の欄が削除されているが、平成24年4月以降、特別対策費(新体系定着支援事業の助成額)はどこに記載すればよいのか。	「特別対策費」の欄の記載漏れである。 正しくは、別添7の様式を利用されたい。 また、システム上は、インタフェース仕様書(事業所編)の27ページの項番24「特別対策費」に記載のとおり、引き続き、「特別対策費」の欄に新体系定着支援事業の助成額を記載して請求することとなる。	平成24年5月15日付け 事務連絡
26	障害児支援の強化	放課後等デイサービスにおいて、主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる(重症心身障害児を受け入れるための施設基準を満たしていない)事業所において、重症心身障害児に対してサービスを提供した場合、平成24年4月26日付事務連絡「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年4月26日)の送付について」の問85より、報酬は「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」を算定するように読み取れるが、平成24年3月30日付事務連絡「平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」の別紙6-1「請求サービスコードと決定コードの対応表」では、重症心身障害児に対して「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬は算定できないようになっている。どのような対応にすればよろしいか。	「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年4月26日)の送付について」のとおり、主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる事業所において、重症心身障害児に対してサービスを提供した場合、「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬を算定することとなる。具体的には以下のとおり。 主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる事業所については、障害種別によらず「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬を算定する。主として重症心身障害児を受け入れる事業所については、障害児が重症心身障害児の場合は、「重症心身障害児を行う場合」を、重症心身障害児以外の場合は、「障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合」の報酬を算定することになる。 なお、「請求サービスコードと決定コードの対応表」については、別紙2-1のとおり修正する。	平成24年5月17日付け 事務連絡
27	障害児支援の強化	平成24年5月28日付事務連絡「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年5月28日)の送付について」の問95-2より、主に重症心身障害児を受け入れる事業所で、重症心身障害児にサービスを提供した場合は、重症心身障害児を行う場合の報酬を算定し、主に重症心身障害児以外を受け入れる事業所で、重症心身障害児サービスを提供した場合は、障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合の報酬を算定することになっているが、同一の事業所(事業所番号が同じ)が同一月に同一受給者に対して、事業所の空き状況に応じて、それぞれサービス提供した場合、どのような請求となるのか。	Q&Aに記載の通り、同一受給者であっても、主に重症心身障害児を受け入れる事業所でサービス提供した日は、重症心身障害児を行う場合の報酬を算定し、主に重症心身障害児以外を受け入れる事業所でサービス提供した日は障害児(重症心身障害児を除く)を行う場合の報酬を算定することとなる。 また、地域区分が「その他」以外の地域については、単位数単価が異なるため、請求明細書の請求額集計欄は単位数ごとにわけて記載する。 なお、当該ケースについては当分の間、市町村に別途、紙等で請求する。	平成24年6月8日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
28	障害児支援の強化	児童発達支援センターにおいて、主として難聴児を受け入れる事業所の場合、障害児施設区分には「01:重症心身障害児以外の場合」を設定するのか。	お見込みのとおり。	平成24年6月8日付け 事務連絡
29	相談支援の充実	サービス利用支援(利用計画作成)と継続サービス利用支援(モニタリング)については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」に同一の指定特定相談支援事業者が行うことを基本とする旨の記載があるが、やむを得ない理由によりそれぞれ異なる指定特定相談支援事業者が実施した場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)の「計画相談支援事業所番号」はどのように設定すればよいか。	受給者異動連絡票情報(基本情報)の「計画相談支援事業所番号」は、現在、一つの事業所番号しか設定できないため、サービス利用支援を実施する相談支援事業所、または継続サービス利用支援を実施する相談支援事業所のいずれかを設定いただくことになる。なお、その場合、受給者異動連絡票情報(基本情報)に設定されない相談支援事業所からの計画相談支援にかかる請求については、国保連合会の点検でエラーとなるため、当分の間、市町村に別途、紙等で請求する。また、障害児相談支援においても同様の取扱となる。	平成24年6月8日付け 事務連絡
30	その他	共同生活介護において、「共同生活介護経過的居宅介護決定(312000)」の支給決定を受けた受給者が入院し、「長期入院時支援特別加算(122単位)」の報酬を算定したところ、国保連合会の点検でエラーとなった。この受給者については、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」によると、算定可能なようにみえるがいかかがか。	「共同生活介護経過的居宅介護決定(312000)」の支給決定を受けた受給者については、「長期入院時支援特別加算(76単位)」の報酬を算定することとなる。また、「長期帰宅時支援加算」についても、25単位の報酬を算定することとなる。なお、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」については、記載が誤っていたため、別紙2-1のとおり修正する。	平成24年6月8日付け 事務連絡
31	その他	共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所に併設して短期入所事業をを実施している場合、福祉・介護職員処遇改善加算の加算率はどのようになるか。	共同生活介護の対象者(区分2以上の者)であれば、共同生活介護の加算率3.0%、それ以外の者であれば共同生活援助の加算率6.9%となる。なお、国保連合会の点検において、「PB07(※受付:福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません)」の警告が発生するため、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。ただし、当該事業所にかかる事業所台帳(サービス情報)の「主たる事業所サービスコード」には「33:共同生活援助」を設定する。既に、「31:共同生活介護」で登録されている場合、「33:共同生活援助」に訂正いただきたい。また、システムでの請求ができない場合は、当分の間、市町村に別途、紙等で請求する。	平成24年6月28日付け 事務連絡

No	区分	質問	回答	備考
32	相談支援の充実	地域移行支援において、同日に体験的な利用支援と体験的な宿泊支援を実施した場合、「地域移行支援提供実績記録票」の「サービス提供の状況」欄は一つしかないが、どのように設定すればよいか。	「サービス提供の状況」欄については、一つの支援に係る内容しか設定できないため、当該日における最初の支援内容を設定いただき、それ以外の支援内容については「備考」欄に記載いただきたい。なお、国保連合会の点検において、「PP52(※支給量:体験利用加算の回数が実績記録票と明細書で不一致)」「PP53(※支給量:体験宿泊加算Ⅰの回数が実績記録票と明細書で不一致)」「PP54(※支給量:体験宿泊加算Ⅱの回数が実績記録票と明細書で不一致)」の警告が発生した場合は、市町村での審査において支払可否を確認いただきたい。	平成24年6月28日付け 事務連絡
33	障害児支援の強化	児童発達支援について、主として難聴児を受け入れる基準を満たした事業所に知的障害児と難聴児が通った場合、算定する報酬は以下のとおりでよいか。 知的障害児 ⇒ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合 難聴児 ⇒ 難聴児の場合	お見込みのとおり。 なお、事業所の体制、障害児の給付決定内容により算定する報酬を、別添1のとおりまとめたので、参考にされたい。	平成24年6月28日付け 事務連絡
34	その他	生活介護において、「生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児Ⅰ)(220920)」の支給決定を受けた受給者について、「重度障害児支援加算Ⅱ(186単位)」の報酬を算定したところ、連合会の点検でエラーとなった。この受給者については、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」によると、算定可能のようにみえるがいかかがか。	「生活介護児童移行者加算重度障害児支援(知的障害児Ⅰ)」の支給決定を受けた受給者については、「重度障害児支援加算Ⅱ(186単位)」ではなく、「重度障害児支援加算Ⅰ(155単位)」の報酬を算定することとなる。また、施設入所支援においても同様となる。 なお、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」については、記載が誤っていたため、別紙2-1のとおり修正する。	平成24年6月28日付け 事務連絡
35	その他	共同生活介護(ケアホーム)における「重度障害者支援加算」については、平成24年3月30日付事務連絡「平成24年4月施行に係るインタフェース仕様書等(確定版)の提示について」の別紙6-1「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」より、「重度障害者支援加算(315690)」を算定するにあたり、「決定サービスコード(310902)」の支給決定がないと加算の算定はできないように読み取れるが、重度障害者等包括支援の対象となる利用者についてのみ加算が算定されるのか。	「平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(平成24年6月27日)の送付について」のとおり、重度障害者等包括支援の対象者だけでなく、当該加算の算定要件を満たす共同生活介護事業所を利用している全ての者に算定されるものである。 なお、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」については、別紙2-1のとおり修正する。	平成24年6月28日付け 事務連絡
36	その他	共同生活介護(ケアホーム)における「夜間支援体制加算」については(Ⅰ)と(Ⅱ)にわかれており、(Ⅰ)については、報酬告示に「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く」との記載があるため、当該事業所については算定できず、(Ⅱ)については当該記載がないため、算定可能と読み取れるが、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」によると、(Ⅰ)、(Ⅱ)とも当該事業所においては算定不可能と思われるがいかかがか。	ご指摘のとおり、共同生活介護(ケアホーム)における、夜間支援体制加算(Ⅰ)については、経過的居宅介護利用型事業所においては算定はできず、(Ⅱ)については当該事業所において算定可能である。 なお、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」については、別紙2-1のとおり修正する。	新規

No	区分	質問	回答	備考
37	その他	<p>共同生活介護(ケアホーム)における「重度障害者支援加算」については、「障害者自立支援給付支払等システムに係るQ&A」のNo.35において、「当該加算の算定要件を満たす共同生活介護事業所を利用している全ての者に算定されるものである。」と示されており、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」では「決定サービスコード(311000、312000、313000)」の場合に算定可能と読み取れるが、報酬告示には「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者を除く。」及び「経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。」と記載されているため、「決定サービスコード(312000、313000)」の支給決定を受けている障害者については、算定不可能と思われるがどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の利用者について、当該加算の算定はできないが、指定基準附則18条の2第1項又は第2項の適用を受ける者が、居宅介護等を利用していない日については、当該利用者についても重度障害者支援加算が算定可能である。</p> <p>なお、「請求サービスコードと決定サービスコードの対応表」については、別紙2-1のとおり修正する。</p>	新規